

別表第2(第3条、第4条、第8条、第10条関係)

種目	品目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊マット	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、それぞれ原則として3歳以上のもの	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級であって常時介護を要するもので原則として学齢児以上のもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体	障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年

	上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、入浴に介護を要するもので原則として3歳以上のもの			
体位変換器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもので原則として学齢児以上のもの	障害児又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害に限る。)の程度が1級又は2級であって原則として3歳以上のもの	介護者が重度身体障害児を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	4年
訓練いす	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体	原則として附属のテーブルをつけるものとする	33,100円	5年

		<p>幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として3歳以上のもの</p>		
訓練用 ベッド	<p>身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかるものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの</p>	<p>腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの</p>	159,200円	8年
自立生活 支援 用具	<p>下肢又は体幹機能障害児であって、入浴に介助を要するもので原則として3歳以上のもの</p>	<p>入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く</p>	90,000円	8年
便器	<p>身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(下肢又は体幹機能障害にかかる</p>	<p>手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く</p>	<p>便器4,450円 手すり5,400円</p>	8年

	ものに限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齡児以上のもの			
頭部保護帽	療育手帳の交付を受け、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者又は平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,200円 B 36,750円 レディメイド製品については上記価格の80%を基準額とする	3年
つえ(1本つえ)	療育手帳の交付を受け歩行が困難な児童又は平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する児童	T字状、棒状のつえ	4,200円	3年
移動・移乗支援用具	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするものであって原則として3歳以上の	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	60,000円	8年

	もの	イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする		
特殊便器	療育手帳の交付を受け、障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(上肢障害に限る。)の程度が1級又は2級であるものとして記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び障害児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
火災警報器	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度であるもの及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級であるものとして記載されているものでそれぞれ火災	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年

		発生の感知及び避難が著しく困難なもの		
自動消火器		上記に同じ	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円 8年
歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害2級以上であって原則として学齢児以上のもの	視覚障害児が容易に使用し得るもの	7,000円 10年
透析液加温器		身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(じん臓機能障害に限る。)の程度が1級又は3級であって原則として3歳以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円 5年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以	障害児が容易に使用し得るもの	36,000円 5年

	上のもの			
電気式 たん吸 引器	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるものの、又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	障害児が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
視覚障 害者用 体温計 (音声 式)	身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害(視覚障害に限る。)の程度が1級又は2級であって原則として学齢児以上のもの	容易に使用し得るもの	9,000円	5年
動脈血 中酸素 飽和度 測定器 (パルス オキシ メータ ー)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円	5年
情視覚障	身体障害者手帳の交	音声等により操作ボタ	85,000円	6年

報告者用 ・ポータ 意ブルレ 思コーダ 疎一 通 支 援	付を受けた児童であ って、当該手帳に身体 上の障害(視覚障害に 限る。)の程度が1級又 は2級であるものとし て記載されているも ので、原則として学齢 児以上のもの	ンが知覚又は確認でき、 かつ、DAISY方式による 録音並びに当該方式に より記録された図書の 再生が可能な製品であ って、視覚障害児が容易 に使用し得るもの		
用視覚障 具害者用 拡大読 書器	視覚障害児であって、 本装置により文字等 を読むことが可能に なるもので原則とし て学齢児以上のもの	画像入力装置を読みた いもの(印刷物等)の上 に置くことで、簡単に拡 大された画像(文字等) をモニターに映し出せ るもの	198,000円	8年
点字タ イプラ イター	身体障害者手帳の交 付を受けた児童であ って、当該手帳に身体 上の障害(視覚障害に 限る。)の程度が1級又 は2級であるものとし て記載されているも ので、原則として就学 若しくは就労してい るか又は就労が見込 まれるもの	容易に操作できるもの	63,100円	5年
視覚障 害者用 活字文 書読上	身体障害者手帳の交 付を受けた児童であ って、当該手帳に身体 上の障害(視覚障害に	文字情報と同一紙面上 に記載された当該文字 情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に	99,800円	6年

げ装置	限る。)の程度が1級又は2級であると記載されているもので、原則として学齢児以上のもの	変換して出力する機能を有するもので、視覚障害児が容易に使用し得るもの		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害児又は発声・発語に著しい障害を有する児童であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもので、原則として学齢児以上のもの	一般に電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であつて、障害児が容易に使用し得るもの	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児であつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
情報・通信支援装置	身体障害手帳の交付を受けた児童であつて、視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上若しくは言語、上肢複合障害2級以上(文字	パーソナルコンピュータを使用するために、操作を補助する周辺機器及びソフトウェア等(障害者向けであり障害児が容易に使用し得るも	100,000円	6年

		を書くことが困難な者に限る)で原則として学齢児以上のもの	の)		
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害児又は肢体不自由児であって、発声・発語に著しい障害を有するもので原則として学齢児以上のもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児が容易に使用し得るもの		98,800円	5年
人工喉頭	音声・言語機能障害を有する児童(原則喉頭摘出者とする)	顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		70,100円	5年
点字器	視覚障害を有する児童	視覚障害者が容易に使用し得るもの		10,400円	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害児。	点字により作成された図書		一般図書との差額	—
排 泄 管 理 用 具	ストマ 用器具	ぼうこう直腸機能障害を有するストマ増設者及び脳原性移動機能障害者(紙おむつ等については必要と認められる者)	蓄便袋 蓄尿袋 紙おむつ等(サラシ、ガーゼ等衛生用品等)	月 8,858円 月 11,639円 月 12,000円	—
	収尿器	肢体不自由者で脊椎損傷等により排尿を自分の意志でコントロールできない(特に	男性用 女性用	7,700円 8,500円	3年

		失禁がある)排尿障害者			
住居宅生 宅活動作 改補助用 修具		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器の取替えをする場合は上肢障害2級以上の者)	障害児の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。給付は原則1回とし、借家の場合は家主の承諾を要する。 ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 引き戸等への扉の取替え エ 洋式便器等への便器の取替え オ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	200,000円	—

備考

- 1 障害等級については個別等級で判断を行う。
- 2 日常生活用具費の決定を受けた時から耐用年数の欄に定める年数を経過するまでの間にあっては、同一の品目の用具については日常生活用具給付費の給付を受けることはできない。ただし、修理不能により用具が使用できなくなった場合又は新たな用具を給付した方が修理を行うよりも真に合理的かつ効果的である場合若しくは改良等により用具の使用効果が向上する場合は、この限りでない。
- 3 在宅療養等支援用具中、「又は同程度の身体障害児であって必要と認められるもの」が用具の支給申請を行うときは医師の証明書の提出を要する。
- 4 表記中、学齢児とは満5歳以上とする。